

諮問庁：国立大学法人お茶の水女子大学

諮問日：平成27年7月24日（平成27年（独個）諮問第20号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（独個）答申第30号）

事件名：本人に関する成績証明書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定について、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は、不訂正とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成27年3月9日付け茶女大企画第12号により国立大学法人お茶の水女子大学（以下「お茶の水女子大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（異議申立書及び各意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）異議申立書

ア 今頃（特定年度C以来の事件）になって、なぜ、個人情報の訂正請求で、異議申立てを行うのか。

（ア）お茶の水女子大学（以下、第2においては「大学」という。）が訂正しない理由として主張する「事実」と、異議申立人が説明する「事実」が異なる。

※ 大学側＝内容がどうであれ、記載されたものをそのまま転記することが事実と考えているようである。

※ 異議申立人＝内容を吟味すると、取得していない科目が存在し、規格外で認定されたものが記されているので、取得事実とは異なるから、事実ではないと主張する。

（イ）結果、教育職員免許法（以下「免許法」という。）の罰則規定（両罰規定）に抵触するから。取得していない科目があり、授与要件に欠く事実状態で、免許を授与させ、これを証すべき「学力に関

する証明書」（以下「証明書」という。）を作成している。

(ウ) 当該行政瑕疵が原因で要件に欠く箇所については、異議申立人には、行政瑕疵を訂正する（新たに履修したり、修得することで、免許要件を正当に満たす）機会が、一度も与られない。

(エ) 検察は、広義の過失のため不起訴。これを理由に、国（旧文部省並びに現文部科学省）は、当該免許の有効性を否定しない。特別な権限の無い特定教育委員会は、効力確定のための正式な審査ができないから。

特定教育委員会への口頭説明では、要件に欠く事実を、そのまま証明書に記載すれば、通常は無効として対応している状態だと説明をされている。したがって、当該訂正により、欠如箇所を確定すれば、特定教育委員会の審査を受けられる。今はその段階で、逐一、電話で、特定教育委員会と連絡を取っている。

(オ) その結果、異議申立人側の弁護士にも有料で、何回も相談してきたが、他に解決策が得られなかった。現在は、たとえ嘘でも有効なので、訴えの利益が無いと助言されている。

(カ) 大学の顧問弁護士も、一部科目を取得させていないことを認めているが、それを証する証明書は、訂正しないと主張している。

(キ) 故に、大学顧問弁護士も認め、国も一部は確認し、検察も、過失とは判断したものの取得していない科目（正確には、取得することができなかった科目）があるという事実があるにも拘わらず、全てを取得したように記載した証明書は、「事実が記載された証明書」だとは思わない。

イ 争点（当該訂正請求で確認すべき箇所）

(ア) 大学は、規定どおりに、証明書を作成せず、しかも、誤った証明書内容の記載を訂正しない。

具体的には、大学の「教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表」（以下「認定表」という。）及び「学生便覧」には、必須科目（☆◎又は☆○と記されたもの）と選択科目（◎又は○と記されたもの）の記載と取得方法が書かれている。しかし認定表は、異議申立人が、平成27年1月6日以降に大学に対して、法人開示請求をした結果、異議申立人自身も初めて知ることができた。なお、知ったその際に、文部科学省A氏にも電話で確認したところ、当該担当者は、「覚えていないが、当時の対応以外の対応は、行っていない」とのことだった。

しかも、平成27年の開示以前までは、大学及び大学担当者からは、当該認定表が存在していないと説明され、閲覧することができなかったものである。

主としてそこに一貫して関与した人物は、大学担当者Bだった。また、特定年度Eに、文部科学省A氏に提出した認定表とは異なっている。

さらに、特定年月日gに、異議申立人から、文部科学省A氏に対して、電話で問い合わせたところ、未だに、特定年E当時の認定表以外のものを、示されたことがないとのことであった。

つまり、実質的には、作成者本人の文部科学省A氏には、旧文部省も大学も、確認をしていない。これが前提である。

しかし、確認とは別に、規定どおりに作られた「学力に関する証明書」ではない。

結果、取得していない科目が取得されたように記載されている証明書となっている。

しかも、その過ちの記載の一部は、大学顧問弁護士も認めているが、これに基づいて、過ちを認めた箇所も訂正しようとしない。

(イ) 大学は、誤った判断指標を提示したことを釈明せず、これを訂正しない。

旧文部省及び文部科学省に対する報告及び異議申立人への説明は、大学からは、真実に適用すべき「認定表」及び「学生便覧」とは異なるもので対応されてきたが、これを訂正しない。

結果、要件を欠く状態が、真実は拡大していたことが、客観的に確認できない。

ウ 異議申立ての趣旨

(ア) 学士に関わる学位（以下「学位」という。）の認定要件を確定して欲しい。

成績証明書に記載された内容は、一部を除き、ほぼ、記載どおりの手続きである。しかしながら、これまでの大学からの説明内容と、学生便覧の規定を照合すると、卒業要件に疑義が生ずる。

ただし、規程内の他の方法により、認定方法を確定すれば、卒業要件を満たすことも可能のようである。

したがって、大学が学位を認めるのであれば、精査の上、卒業要件を確定して欲しい。

(イ) 証明書を、取得事実どおりに、訂正して欲しい。

上記争点に関して、証明書の誤った記載内容は、適用すべき「学生便覧」及び「認定表」どおりに訂正していただきたい。

もし訂正しない場合には、取得していない科目の単位数を、授与要件を満たした状態で、「証明書」に記載する理由を、明記していただきたい。

エ 異議申立ての理由

判断指標の構造は、以下のとおりである。

(ア) 学士の学位に関して

一般教育科目の編入学時の認定が、合計34単位となり、卒業要件を2単位欠く。しかも、外国語科目から振り替えたと説明しながら、特定年度E以降、特定年月bには、大学担当者B氏から、振替科目は英語だと口頭説明を受けた。しかし、規程どおりだと、ドイツ語を振り替えるか、他の専門科目を振り替えないと、要件を欠く。そこで、当該訂正請求をしたが、大学は当該訂正に応じない。

証拠となる参考資料は以下のとおり。

a 外国語科目「学生便覧」16頁・17頁

1ヶ国語は必修 故に、英語を新たに取得したから、英語が必修とみなされたことになる。また、他の専門科目で、新たに修得した科目を読替えると、心理学系の科目だけなので、結果、心理学の単位が、規程単位を超える。そこで、一度認定したドイツ語を他の専門科目を、再度読替えるしかないが、そのような説明も認定も、大学からは一切ない。しかも、大学は、訂正請求に対し、説明をせずに、学位要件を取消さない。故に、詳細不詳。

b 卒業要件「学生便覧」15頁別表及び第15条

一般教育科目（人文・社会・自然の3分野で以下3分野）は、合計36単位（外国語科目及び専門科目の読替えを含む）となっている。

c 単位修得に関する証明書等について 平成13年8月

※下段 外国語科目（12単位）のうち、2単位を振替

d 2 特定短期大学で修得した単位と本学での認定単位数の違い
についての文書中 一般教育科目 文化人類学及び自然科学の認定方法について書かれた箇所

自然科学史は、卒業時には、算入されておらず、文化人類学は、4単位中2単位まで認定。故に、一般教育科目3分野の卒業要件が、認定の結果、欠くことになったが、その後の他の科目の認定方法から推察すると、外国語科目の単位の読替えをしたようである。

しかし、厳密には、その方法は、上記aのドイツ語を読替えるしか、要件を満たす状態は想定できないようである。

e 「認定表」2頁第2表一般教育科目

一般教育科目3分野の要件は満たしている。

外国語科目の要件も満たしている。

仮に、免許に問題がない場合には、この要件を適用できるが、

免許の認定方法に、更なる行政瑕疵があるため、これを適用する意味がない。

f 「成績証明書」認定は、編入学による認定

単位及び成績が記されている箇所は、大学で新たに取得した科目と成績と単位数。

認定と書かれた箇所は、編入学前の学校で取得した単位数で、成績は記されていない。

教育史は、履修届の取消しをし忘れた科目で、授業も受けておらず、試験も受けていないが、成績が付与されている。この点に関しても、訂正がなかったが、学位や免許には無関係な科目。

(参考) 法的な認識

基本は、大学設置基準：特定年度Bから特定年度Cまでの在学当時編入学の場合には、認定の限度は設けていない。

ただし、学内規程により、制限を受ける。

したがって、学位は、学則に基づき作成され提示されていた「学生便覧」の条文に従い、条文の具体的な解釈は、大学事務の履修指導に従う。

(イ) 教育職員免許状に関して

指導ミスと認定ミスという行政瑕疵により、取得していない科目(教職科目：教育原理・教育心理・音楽リズム・選択科目及び教科科目：音楽・図画工作)があるが、証明書は、取得した状態で書かれ、大学は、この訂正に応じない。

a 問題

取得していない科目名と単位数がわからない。行政瑕疵箇所を、目で見えて確認することができない。

なお、大学で新たに取得した科目と成績と単位数は、全て、成績証明書に記載されるので、一括表示されることはない。したがって、取得していないことは、成績証明書と、認定表を照合すれば、一目瞭然であるが、学力に関する証明書を正しく書いていないため、確認ができないという意味である。

b 真実を証しないことで、発生した新たな問題点

(a) 免許法(在学時の法律も現行法でも同様)に違反

- 授与のために申請する証明書は偽ってはならない
- 偽って授与した者及び授与を受けたものは罰する(両罰規定)

(b) 取得事実を証した「証明書」に訂正しないと、当該免許効力に関する特定教育委員会の最終審査(有効か、無効かを決定する審査)を受けることができない。

(c) 当該免許を無効又は取消さない限り、他大学で当該行政瑕疵の補正は不能だった。

(d) 国も、訂正には応じず、有効としている。その理由は、具体的なものを見せられても、内容を判断することが、現状ではできないからと、口頭説明され、不服申立てを行うしかないと言われた。

なお、特定教育委員会も、無効となる原因を確認しても、国が有効性を主張し、大学が、要件を満たした証明書を作成する以上、これを否定する権限を有さないため、正しい最終審査が出来ないでいる。

c 法的理解のための補足

免許法・教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）・これに基づく「認定表」により判断。

※ 行政瑕疵により、国が特定年Dに、当該免許は、大学の行政瑕疵により、一部、授与要件を欠くと判断した法的根拠
＜基本は、施行規則第5条＞授与当時の規定

幼稚園教諭の免許を取得する場合

1級＝音楽・図画工作・体育 それぞれ4単位以上修得

2級＝音楽・図画工作・体育 それぞれ2単位以上修得

しかも、それぞれの等級の差異の単位以上の修得をすることが、通達としてなされていた（公定解釈）と国は主張。

大学も、学内規程及び学生便覧で、必須科目として設定。

しかし実際には、この認定表は、異議申立人は平成27年、大学に対する開示請求をするまで、確認ができなかったもの。

しかもこれまでに、誤った確認や教示下にあっても、異議申立人には、指摘された具体的な科目を正しく取得の機会は、一切与えられなかった。

d 証拠となる参考資料（学力に関する証明書）

(a) 記載ミスの範囲と程度を記した資料

上段：取得事実に基づいた記載されるべき学力に関する証明書の推定単位数と科目等と、下段：本来、授与要件を満たすために取得しなければならない単位数と該当科目を記したもの。

(b) 成績証明書

※ 教育史は、履修取消し忘れて、授業を受けておらず、試験も受けなかったが、単位と成績が付与された。

授与要件には直接の影響はないが、証明書を作成する際には、選択科目の欄に影響が及ぶもの。

(c) ミスが訂正されていない学力に関する証明書

(d) 正しい学力に関する証明書の取得事実を確定するための判断指標

○ 授与要件について

- ・ 「学生便覧」 1 1 6 頁 1 基礎資格及び最低必要単位数 第 1 表
- ・ 同上 1 4 頁及び 1 5 頁 特定年度 C 学部履修規定 第 4 条から 9 条

○ 一般教育科目について（学位要件）

- ・ 「学生便覧」 1 1 6 頁 2 一般教育科目 第 2 表

基本的に、設定された科目名は、外国語科目 1 科目を必修とするという以外には、一般教育 3 分野において、必修の規定はない。したがって、編入学による認定をしては、当を得ていると考えられる。

ただし、個別認定により、卒業要件に不足が発生したことによる一般教育科目への読替え規定等については、他の学則に従うべきであると考えた。

そこで、必修となる外国語科目は、英語を修得したので、卒業要件に関わってくるミスとなるので、これを読替えることはできない。

したがって、外国語の他の語学単位を読替えるのであれば、認定時のドイツ語を読替えるか、または、自由選択科目として認定された専門科目の内、2 級の教職科目の国語として申請した科目を、文学関係の認定科目に読替えるしかないが、そのような認定方法は、説明されたことがない。

ゆえに、学位授与不足部分の読替え内容の確定を求め、訂正請求を行ったが、大学は、「その内容が事実でないとは言えないので、訂正する必要がないと判断しました」と回答。

よって、これまでの口頭説明となる新たに取得した英語単位の振替では、卒業要件に欠くことになる。したがって、訂正しないという本決定に異議を申立てる。

○ 教科及び教職科目について（専門科目取得要件）

- ・ 「学生便覧」 1 1 6 頁 3 教科に関する専門科目 第 3 表
- ・ 「認定表」 特定年度 C 生用お茶の水女子大学特定学部保存版

幼稚園教諭免許状取得のための教職に関する専門科目

「保育内容の研究」の区分及び単位取得方法 12頁，
10頁

ただし、お茶の水女子大学には、必修と選択必修と、選択科目の区別があったようだが、当該認定では、その基本を誤って認定していたと推測される。

※ 必ず修得しなければならない科目＝必修 ☆◎

※ 決められた範囲内の科目から取得しなければならない科目必修 ◎

設定科目と必要単位数からの推定

読替えも可能な科目＝自由選択科目 ○

- 2級免許状取得者が、短期大学からの編入学により、同種1級の免許状を取得する際の考え方とその検討

「短期大学から大学へ編入した者の免許状の申請についての考え方」として、特定年月日eに、文部科学省C氏より、ファックスで示され、授与適用当時（特定年度C）の「公定解釈」と口頭説明された資料。ただし、当該出典は、加除式だったようで、現行法しか、版元でも確認できなかった。

2級と1級の最低単位数の差異の単位以上を修得

※ 当該資料解釈に対する法的妥当性の検討

X年代は、旧々法と呼ばれる「免許法」と「施行規則」が適用されていた。

これと大学設置基準及び学校教育法等と照らし合わせて、各大学の学則が作られている。

しかも旧国立大学であったため、学則には、同種の教育系の国立大学との整合性も、勘案していたものと推察される。

これらを踏まえても、基本的な考え方として、施行規則の6条行為（以下「6条行為」という。）と同5条行為（以下「5条行為」という。）の大きな違いが基本にある。

法的な改正の編成過程においては、規制の強化と緩和の両方がみられるが、そもそもこれらの違いは、6条行為は、勤務経験により、聴講という研修で、一部、科目数が免除された形で、修学を行うことで、同種の上級免許を取得する方法であるのに対して、5条行為は、編入学等も含め、在学を基本とし、学内規則にしたがって修学をすることがその特徴であり、異議申立人の場合は、5条を適用されたと、特定年Dの調査結果時、特定教育委

員会からも説明を受けた。

だとすれば、上記の公定解釈は、適用当時の取得方法と照らし合わせると、差異の単位以上を修得する行為は、旧々法施行規則の6条行為に当たり、同5条にはない。

「～しなければならない」という命令形の5条の条文から解釈すると、特別な許可のない行為は、基本禁止された行為だと考えられる。

しかも、大学では、必須科目と選択科目を、敢えて区別して設定していたことを考えると、基本は必修科目は、他の科目に読替えることは不当だと考える方が、妥当ではないかと思われた。

しかも、国が、公定解釈として、その正当性を主張するための証拠資料の保存がなく（差異の単位以上を修得しなければならないと記した元の資料が、加除式であったにせよ）、当該解釈を正当化する説明責任（アカウンタビリティ）は、国にあるが、未だにその責務を果たさない。

さらに対応途中で、法的に、大臣の監督権限を削除した改正を理由に、対応すら怠った時期もあった。

これが、国の当該判断の正しさに、疑義を呈せざるを得ない（法的には不当であるとせざるを得ない）理由の一つとなった。

さて、このこととは別に、5条行為の基本に立ち戻れば、異議申立人の場合には、後者の5条で、現在を含め、特に授与時には、勤務経験は一切ない。したがって、在学生に適用されるべき修得方法が土台になると考えられる。しかも大学は、学校教育法に基づき編入学を許可し、大学設置基準により、編入学前の単位の大半を認定したが、それと、同種の上級免許の取得は、別物であったと考えるべきで、あった。

したがって、履修方法は、取得すべき科目の一部免除はなく、規程どおりの修得を指導されるべきだったが、編入学当時、同適応すべき学科において、取得を希望する同種の下級免許からの上級免許申請者がいなかったようであり、そのような大学から編入学生は、異議申立人が初めだったにせよ、その際に、精査をしないまま、無理な指導をし続け、結果、大学は、教授会法定の決議方法により、ごまかして、一括申請をしたと思われる。

しかもその後も、同じ過ちを繰り返して行い、今日まで、異議申立人に対しては、修学の機会すら与えられなかったという意地を張り続けた。

その一つの証拠として、異議申立人と同じ学校から編入学をした2人の者は、全て、2年次にしか編入学を許可されていなかったからである。

しかもその変更状態を、異議申立人の他に始めた社会的業績や他の国立大学での修学結果等により、大学の友人も、異議申立人の優秀さで片付け、適切に修正をする機会を逸した。

ただし、多年にわたる人生においては、異議申立人が、分別管理をし、他と切り離れた生活をしてきたため、実害が拡がることはなかったが、同事件を行政機関が解決できないうちに、公務研修等、社会的な他の分野での就労にも、時間や場所等において、説明を要したため、制限等の苦勞が大きかった。

これが実害である。

さて、このように考えると、大学の履修方法に立ち戻ることが適当だと判断されるので、一般教育分野の認定単位以外には、大学の履修規定に従うことが適当だと考えられる。

故に、問題となるのが、必須科目と選択科目の考え方だと思ふ。

※ 必ず修得しなければならない科目＝必修 ☆◎

※ 決められた範囲内の科目から取得しなければならない科目＝必修 ◎

設定科目と必要単位数からの推定

※ 読替えも可能な科目＝自由選択科目 ○

との考え方に従い、欠如部分（修得していない科目）と修得した科目に関する免許授与にかかる最低要件を確定する必要がある。

これを、いくら請求しても、大学は、一度も行わず、同じ間違いを反復した。

その罪は大きい。

(2) 意見書1

ア 結論

今後、当該免許効力は、無効の予定。

大学の行政瑕疵が原因で、授与要件に欠けるため撤回。

(特定教育委員会内調査結果による口頭回答)

イ 編入学による特例としての認定方法に関する行政瑕疵

まず、文部省並びに文部科学省及び大学は、2級の教員免許を授与する際に、編入学により、同一学校種(幼稚園)の2級から1級免許状を申請する場合の特例の認定方法(通達に定められたとおり、2級の最低授与要件を上限として、1級の修得単位に含むことができるという規制緩和的な認定方法)を適用して、認定の是非を問題としていた。

しかし、そもそもこれには前提があり、「編入学をして、学士の学位を修得した者に適用する」ものであり、かつ、「編入学前に修得した単位にかかる免許状と同一の学校種の上級免許を修得する場合には、同一学校種のそれぞれの課程認定において、既に修得した科目に対して、上記の特例的な認定が認められるもの」であるとしていた。

しかしながら、この大前提を違反して、異学校種の聴講科目を含めて認定したことを、是認している。これがそもそもの大きな間違いであった。

なぜならば、免許法並びに施行規則に基づく通達にも、学内規則にも、そのような認定方法を認めてはいないからだ。

しかも、異議申立人は、(中略)、上記認定方法により、免許状の授与に至ったからである。

しかし、この認定方法に誤りがあり、そもそも履修指導も間違っただけで、教職課程の科目すら、明らかにされなかった。

さらに、行政瑕疵により、授与要件に欠いたことが判明したその後も、多年にわたり、当該行政瑕疵の補正もできなかった当該教職課程(後身学科)は、ついに、特定年月日をもって、幼稚園教諭の課程認定の申請すら断念したため、実質、行政瑕疵の補正は、不能となった。

何故ならば、大学の他学部には存在するものの、教育理念を異にすることから、構成科目が異なること、教員免許の法制度が、かなり改正されていることなどから、大学や国が主張する一部のみの瑕疵の補正は、不能で、新たな修得を要しているからである。

さらに、授与後特定年も経過した後の新たな法制度化における修得後の授与は、その対象が、幼稚園児であるため、就業の現実及び雇用の実態と照らし合わせると、法益及び実用的な社会的な効果が薄い。

しかも、行政瑕疵を補正する新たな費用負担の問題もあり、親の介護のため、スクーリング不能。大学では、通信教育制の幼稚園教員養成の認可された課程は存在しないので、実質的にも、行政瑕疵の補正は不能である。

こうした困苦にも、国は監督権限を発揮せずに、公定力を盾に、大学のやり方を容認し、法の改正と違法の抗弁に明け暮れた。

また、これまで、授与要件に欠く免許は、使用禁止であることを知っていた異議申立人は、他への悪影響を排除しながら、未使用で対応したため、直接的な実害はないが、これによる実害も確認できないので、賠償請求も難しくなっていた。つまり親切を仇で返した行政行為となったのである。

ただし、今回、初めて、大学が、授与要件に欠くことを認めた証明書を作成したため、公定力の限界として、当該授与権者（処分庁となる特定教育委員会）が撤回せざるを得なくなった。

その最大の理由は、免許法の罰則規定にあり、授与要件に欠く状態で、免許は、授与しても、授与を受けてもならず、これを行使しても、雇い入れてもいけないとしており、返納を命じているからである。

故に、学内規定と認定基準及び関連法令等にしがたがって、実際に修得した科目と、認定により要件を満たす科目とを、はっきりと分け、当該教員免許の授与状態を、学力に関する証明書と、成績証明書に、当該授与権者が一目でわかるように、書き改めるために、個人情報誤って記載された箇所の訂正の要求をするものである。

(3) 意見書2

ア 大学の理由説明書(2)ア「特定年月b付け「○単位修得に関する証明書等について」について

外国語科目の振替規定によるものと、大学は漠然と主張。

外国語科目には2種類（ドイツ語と英語）があり、その内、一ヶ国語を必修とすることが、卒業要件になっていたもので、異議申立人は、編入学後、新たに英語を修得した。

ただし、この資料を作成した大学担当者B氏によれば、英語を振替えたと言頭説明したが、それだと、大学では「ドイツ語」を必修科目としたことになる。

ただし、必修という以上は、新たな修得を要すると考えられるので、この場合、英語が必修科目となったことは、明白である。

その結果、認定したドイツ語を、一般教育科目に振替えないと、つじつまが合わない。しかもそれが何の科目に振替えたのかは不明のまま。

記録がないにしても、一般教育科目の卒業要件を満たすことが、免許授与の要件にもなっているので、これを明示するよう、訂正要求をしたが、大学は、これを示さない。

イ 大学の理由説明書(2)イ「特定年月日d付け「確認書」」について

大学の主張は、相違なし。

別添どおり、そもそも、要件に欠く状態が違う。

また、公定力を言い訳にする箇所は、行政瑕疵の治癒の機会を無にして行うことではないから、当該箇所を削除するという訂正を要求したが、これまでは、これに応じなかった。

ウ 大学の理由説明書（２）ウ「特定年月日 f 付け「成績証明書」」について

大学の主張は、誤りがなく、卒業要件を満たしていると主張。

特に、英語の認定内容の成績が違う。

教職教育科目は、免許の授与要件にかかわる科目だが、当該免許には、別添の理由により、利用してはならない他の課程認定（校種が異なり、申請不当な類似又は同一名の聴講科目）が含まれているので、不当。

これを、追加的に記載した別添どおりの成績証明書に訂正すべき。

エ 大学の補充理由説明書「特定年月日 f 付け「学力に関する証明書」」について

大学の主張は、一部を訂正し、他の記載内容は、正しいと主張。

別添どおり、授与要件を満たした証明書から、そもそも、授与要件に欠く内容に変更したにも関わらず、文書名義者を偽り、前学長名と、以前発行した年月日を記載。正しくは、新たな見解の文書責任者は、現学長名で、決済日以降に書き改めるべき。

なお、具体的な内容は、別添どおりで、要点は、以下のとおり。

<教科に関する科目>

図画工作：課程認定外の特殊な読み替え科目なので不当。正規科目は、指導ミスで、未履修。

<教職に関する科目>

- a 教育原理と教育心理：成績証明書どおりであれば、異種（幼稚園教諭と中学教諭）の課程認定外科目（免許状を申請する時に、使用できない他学科の別に認可された教職課程の科目）で不当。成績証明書内その他の科目 9 8 単位に含まれた科目が認定可能科目。精査不十分。
- b 音楽リズム：社会の特殊な読み替え科目なので不当。正規科目は、指導ミスで、明らかにされておらず、未履修。ゆえに不当。
- c 道德教育の研究：異種の課程認定外科目で不当。
- d 青年心理：2 単位ものを 1 単位だけ認定され、これを申請したらしいが、本来 2 単位ものの設定科目は、未履修。また、1 単位だけを取り出して申請する行為は、2 級単位を含む認定という通達解釈の違反。

- e 教育史：履修届取消し忘れの科目なので、何もしておらず、本来成績がつけられない科目のはず。したがって不当。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 異議申立ての対象

本件訂正請求は、文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別表に掲げる訂正請求1ないし訂正請求4を求めるものであるが、本学は、本件対象保有個人情報について、訂正をしない旨の決定（原処分）をしたものである。

これについて、異議申立人は、平成27年4月14日付け異議申立書において、原処分への異議申立てを行っている。

(2) 本件不訂正決定の理由

訂正請求1ないし訂正請求3はいずれも、以下に述べるように、法27条1項に該当しない。したがって、異議申立人による訂正請求に「理由がある」（法29条）とは認められないため、本学は本件不訂正決定をしたものである。なお、文書4については下記2の記載のとおり理由を補充した上で訂正することとした。

ア 訂正請求1について

文書1に記載のある外国語科目2単位の振替（「※：外国語科目（12単位）のうち、2単位を振り替え。」）は、本学履修規程第15条（「一般教育科目について修得すべき単位数のうち12単位までを、基礎教育科目、外国語科目、又は専門教育科目についての単位で代えることができる。ただし外国語科目及び専門教育科目について代えることのできる単位数は、それぞれ4単位までとする」）に基づき実施されている（参考資料①）。

よって、文書1の内容が「事実でない」とは認められない。

イ 訂正請求2について

異議申立人の指摘にかかる上記確認書後段（異議申立人は上記確認書の上段の内容が事実であることを自認している）の第1項には、当時の文部省担当官が異議申立人の「免許状の効力に支障がない」との見解を示している旨記載されているところ、当該担当官から同書記載の内容の見解が示されていたという事実には誤りはない（参考資料②）。

また、上記確認書後段の第2項には、特定年月日cに同項記載の「三者間」で「特定年月a付け文部省特定課担当官発行」の内容を確認して「免許状について有効であることを再確認」した旨記載されているところ、当該（再）確認の事実には誤りはない（参考資料③）

よって、文書2の内容が「事実でない」とは認められない。

ウ 訂正請求3について

文書3について、学生便覧に基づき改めて確認を行ったところ、今回異議申立ての対象となっている保有個人情報に誤りはなく、卒業要件を満たしていることが確認できた。

よって、文書3の内容が「事実でない」とは認められない。

以上のことから、本学は、訂正請求1ないし訂正請求3について、原処分を維持することが適当と考えるので、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問を行うものである。

(3) 参考資料（省略）

2 補充理由説明書

本件は、上記1の理由説明書について、下記理由により補充するものである。

(1) 本補充理由説明書の対象となる保有個人情報

特定年月日f付けの学力に関する証明書（訂正請求4に係る文書4）

(2) 学力に関する証明書の訂正請求の内容

「教科に関する科目」のうち、「音楽」の単位数を「4単位→2単位」，「図画工作」の単位数を「4単位→2単位」，「合計」の単位数を「18単位→14単位」にそれぞれ訂正。

「教職に関する科目」のうち、「教育原理」の単位数を「4単位→2単位」，「教育心理学，児童心理学」の単位数を「4単位→2単位」，「保育内容の研究(音楽リズム)」の単位数を「2単位→0単位」，「選択」の単位数を「5単位→0単位」，「合計」の単位数を「29単位→18単位」にそれぞれ訂正。

(3) 学力に関する証明書の本学における訂正内容

「教科に関する科目」のうち、「音楽」の単位数を「4単位→2単位」，「合計」の単位数を「18単位→16単位」にそれぞれ訂正。

(4) 補充する理由

理由説明書本文の「(2) 本件不訂正決定の理由」において、不訂正決定に係る異議申立ての対象である保有個人情報のうち、学力に関する証明書については、「資料精査の結果訂正することとした。」旨、記載して提出したところである。

学力に関する証明書の訂正請求の内容は上記(2)のとおりであるが、本学において改めて学力に関する証明書及び別添の参考資料（貴殿に授与された教員免許状にかかる取扱いについて（回答））を精査した結果、参考資料に記載されているとおり、申立人が一級免許状を取得した特定年Cにおいては、本来認められない、短大時代に修得した音楽の教科に関する科目の2単位を誤って認定していたと確認できたことから上記

(3) のとおり訂正すべきと判断し、訂正した新たな学力に関する証明書を平成27年8月11日付けで異議申立人に送付した。

その後、異議申立人から上記(2)の訂正請求の内容どおりに訂正したことになっていないので納得できないとの申出があった。

本学としては、「一般教育科目」、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」全ての科目を認定表の規定に従い精査した結果、訂正すべき部分は上記(3)のみであり、他の科目認定に誤りがあったとは認められず、他に訂正すべき部分はないと認識している。

したがって、本学は、上記(4)のとおり、新たな学力に関する証明書を発行したことから、訂正請求4は、本件諮問の対象から外れるものと考えていたが、異議申立人の上記申出から、保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(茶女大企画第12号)及び諮問書(茶女大企画第83-1号)に記載しているとおり、本件諮問の対象として取り扱っていたதாக本補充理由説明書を提出するものである。

(5) その他

本件訂正請求の趣旨には、その趣旨が不明な記載が見られるが、免許法の主管官庁である文部省特定課職員Aが異議申立人の一級免許状の問題点を整理し、その効力についての見解として、別添の参考資料「貴殿に授与された教員免許状にかかる取扱いについて(回答)」において、「一般教育科目、教科に関する科目、教職に関する科目についてそれぞれ子細に検討した結果、概ね大学の認定に誤りはなかったが、短大時代に2単位余分に修得した音楽の教科に関する科目について、この2単位分を編入学後の一級免許状を取得するための上乗せで修得すべき2単位に換算したことが判明した。これは、二級免許状のための単位として既に一度評価を受けている科目の単位について、一級免許状のための単位として再度評価したものであり、このような取扱いは認められない」との指摘を受けて上記のとおり訂正に及んだものであり、その他の認定に誤りが無いものと認識している。

(6) 別添資料(省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------|
| ① | 平成27年7月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月11日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ④ | 同月15日 | 異議申立人から意見書1及び意見書2を
收受 |
| ⑤ | 平成29年7月3日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した、本件対象保有個人情報について、別表に掲げる訂正請求 1 ないし訂正請求 4 のとおり、訂正を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の内容が事実でないとはいえないとして、訂正しない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、訂正請求書どおりの訂正を求めているところ、諮問庁は、訂正請求 4 について、文書 4 の「教科に関する科目」のうち、音楽の単位数を 4 単位から 2 単位、合計の単位数を 18 単位から 16 単位にそれぞれ訂正するとするものの、それ以外は不訂正を維持することが妥当としている。そこで、本件対象保有個人情報のうち、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分（訂正請求 1 ないし訂正請求 3 及び訂正請求 4 のうち諮問庁が訂正するとする上記部分を除く部分）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法 27 条 1 項において、同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法 27 条 1 項 1 号に該当すると認められる。

3 訂正請求の要否について

(1) 訂正請求については、その内容は、「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法 29 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の性質等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説

明する。

ア 異議申立人が在学当時の学生便覧及び認定表どおり証していないとして認定表等どおりに訂正するよう要求している文書3及び文書4は、異議申立人のお茶の水女子大学における成績原簿等を基に作成した文書であり、改めて、異議申立人が在学した当時の学生便覧及び認定表に基づき確認を行ったが、文書3は、誤りはなく、文書4は、異議申立人が教員免許状を取得した時期において、本来認められない、短期大学在学時に修得した音楽の2単位分を除いた他の科目認定に誤りはなかった。

なお、異議申立人が主張する在学当時の学生便覧及び認定表とは、意見書に添付された資料によると、特定年度B及び特定年度C当時のものと推察できるが、異議申立人が在学時に適用すべきものは、異議申立人は、お茶の水女子大学に3年次編入しているため、異議申立人が編入した際に同級生（3年生）である学生が入学した特定年度A分が適用されることとなる。特定年度Bの学生便覧及び認定表は、特定年度B当時の1年生に適用されるべきものである。

イ 文書1ないし文書4の具体的な性格、利用目的等については、以下のとおりである。

(ア) 文書1は、特定年月bに、異議申立人が編入学前の特定短期大学及びお茶の水女子大学において修得した単位について、お茶の水女子大学に対して説明を求めたことから、成績原簿を基に証明書ごとに分類された科目群における単位数を記載し、異議申立人に提示したものである。

(イ) 文書2は、特定教育委員会から異議申立人の1級免許状の授与に関する事実照会があったため、特定年月日d付けで特定教育委員会に回答したものである。

異議申立人が削除すべきとしている部分は、異議申立人の免許状の有効性について、教員免許の制度官庁である文部科学省（当時は文部省）からの見解等を用いた上での、異議申立人の免許状の効力に支障がない旨の回答部分等である。

(ウ) 文書3は、異議申立人のお茶の水女子大学における成績原簿及びお茶の水女子大学編入の際の単位換算書に照らし合わせて作成し発行したものであり、お茶の水女子大学で認定された科目ごとの取得単位数及び成績を確認することができるものである。

(エ) 文書4は、異議申立人がお茶の水女子大学で1級免許状を取得するために修得した科目及び単位数を記載したものであり、異議申立人からの依頼に応じて発行したものである。

当該文書については、資料精査の結果、教科に関する科目につい

て、短大時代に修得した音楽の2単位分を誤って認定していたと確認できたことから「音楽」の単位数を4単位から2単位に、それに伴い「合計」の単位数を18単位から16単位にそれぞれ訂正することとした。異議申立人は、音楽以外の科目についても訂正を求めているが、他の科目の単位認定に誤りはなく、外に訂正すべき箇所はない。

(3) 以下、検討する。

ア 訂正請求1について

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報の内容を確認したところ、文書1には異議申立人が修得した単位数が記載されており、これは、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(イ) 異議申立人は、訂正請求1として、在学当時の認定表等どおりに証していないことを理由に、文書1に「単なる参考文書」と追加記載することを求めており、文書中の具体的な箇所を摘示して当該箇所の訂正を求めるものではない。

異議申立人の意見書等に添付された資料の内容を踏まえると、異議申立人が訂正請求1の理由として挙げる「在学当時の認定表等どおりに証していない」とは、「お茶の水女子大学での単位認定に当たっては、本来、異議申立人が短期大学からお茶の水女子大学の3年次に編入した際の認定表等に基づき単位認定されるべきである」との趣旨であると解され、このため、訂正請求1は、編入当時の認定表等を適用して修得単位の認定を行っていない文書1については、訂正すべき箇所が多くあるものの、当時の判断の仕方の参考にはなるとして、「単なる参考文書」として追加記載を求めるものであると解される。

(ウ) しかしながら、そもそも、異議申立人は、編入当時の認定表等が適用されるとの主張を裏付ける根拠を何ら示しておらず、諮問庁は上記(2)アで「3年次に大学に編入した異議申立人に対しては、異議申立人が主張する3年次に編入した際の認定表等ではなく、同級生が入学した当時の認定表等が適用されることになる」と説明していることから、文書1に記載されている修得単位数の多くに誤りがあり、「単なる参考文書」と追加記載すべきと判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを裏付ける根拠資料の提出があったとは認められないといわざるを得ない。

したがって、訂正請求1に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

イ 訂正請求2について

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報の内容を確認したところ、文書 2 は、特定教育委員会に対してお茶の水女子大学が特定年月日 d 付けで回答した確認書であり、①異議申立人の幼稚園教諭 1 級免許状に係る単位認定について音楽 2 単位分の誤りがあったこと、②文部科学省（当時は文部省）は、上記①の誤りが確認された特定年 E 時点において、既に、当該免許状の効力に支障がないとの見解を示していること、並びに③その後の平成 18 年にも、文部科学省担当者、特定教育委員会担当者及びお茶の水女子大学担当者の三者間で、当該免許状が有効であることを再確認していることを回答した文書であることが認められる。

(イ) 訂正請求 2 は、上記 (ア) の②及び③の部分の削除を求めるものであるところ、当該部分は過去の出来事（事実）を説明した部分であるから、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(ウ) 異議申立人は、訂正請求 2 の理由として、「異議申立人の在学当時の認定表等が提出されないままになされた判断であるため」と主張しているが、そもそも、当該主張は上記ア（ウ）のとおり具体的な根拠が示されていない主張である上、文書 2 の中で過去の出来事を説明する上記（ア）の②及び③の部分について、実際にはどの出来事が起きなかったのか、なぜ、当該出来事の表記の訂正ではなく削除をしなければならないのか等の、当該部分を削除すべきと判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを裏付ける根拠資料の提出も認められない。

したがって、訂正請求 2 に理由があるとは認められず、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

ウ 訂正請求 3 について

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報の内容を確認したところ、文書 3 には異議申立人が修得した単位数が記載されており、これは、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(イ) 異議申立人は、訂正請求 3 として、上記アの訂正請求 1 と同じく、在学当時の認定表等どおりに証していないことを理由に、在学当時の認定表等に従い訂正するよう求めている。

認定表等に対する上記ア（イ）の異議申立人の主張を踏まえると、訂正請求 3 は、お茶の水女子大学での単位認定に当たっては、本来、異議申立人が短期大学からお茶の水女子大学の 3 年次に編入した際の認定表等に基づき単位認定されるべきであるから、既に同大学が誤りであったと認めている音楽の教科に関する科目の 2 単位分のみならず、他の科目の単位認定にも誤りがあるので訂正を求める趣旨

であると解される。

(ウ) しかしながら、文書3はお茶の水女子大学を卒業するために必要な単位数を修得しているのかを証する「成績証明書」であり、文書4の「幼稚園教諭1種免許状」に必要な単位数を修得しているのかを示す「学力に関する証明書」とは異なり、音楽の教科に関する科目の2単位分の影響を受けない文書であり、また、3年次に編入した際の認定表等に基づけば、その他の科目の単位認定にも誤りがあるとする異議申立人の主張は、そもそも、上記ア(ウ)のとおり具体的な根拠が示されていない主張であるから、当該文書を訂正すべきと判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを裏付ける根拠資料の提出も認められないといわざるを得ない。

したがって、訂正請求3に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

エ 訂正請求4について

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報の内容を確認したところ、文書4には異議申立人が修得した単位数が記載されており、これは、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(イ) 異議申立人が求める訂正請求4は、訂正請求3と同じく、在学当時の認定表等どおりに証していないことを理由に、在学当時の認定表等に従い訂正するよう求めているところ、その趣旨についても、上記ウ(イ)の訂正請求3と同様であると解される。

(ウ) 訂正請求4について、諮問庁は上記(2)イ(エ)のとおり、音楽の2単位分に関する訂正をすることとしているが、それ以外は、上記ウ(ウ)と同様の理由により、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

文書 1 特定年月 b 付け○単位修得に関する証明書等について

文書 2 特定年月日 d 付け「確認書」

文書 3 特定年月日 f 付け「成績証明書」

文書 4 特定年月日 f 付け「学力に関する証明書」

別表

	1 異議申立人が訂正を求める文書	2 当該部分の記載内容が事実でないと判断した根拠	3 異議申立人が求める訂正の内容
訂正請求 1	文書 1	一連の文書内容の記載事実が、在学当時の学生便覧及び教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表の規定及び条文に違反しており、真実を正しく証していない箇所も多い。	当時の判断の仕方の参考にはなるので、「単なる参考文書」に訂正することを要求する。
訂正請求 2	文書 2	上段部分は、正しい現実を証しているので、変更なし。同下段の内容は、そもそも、大学から報告すべき文書が、提出されないままになされた判断である。	確認書の下段の部分だけ削除するという訂正を要求する。
訂正請求 3	文書 3	在学当時の学生便覧及び教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表の規定及び条文等の規定どおりに証していない。また取得事実を間違っ表示している。	教授会での入学及び卒業時の認定の見解を変更せずに、上記規定及び関係法令に照らし合わせ、別紙のとおり、訂正することを要求する。ただし、この場合、単位認定を、個別認定で行うのであれば、卒業要件を明白に欠いているので、この場合、学位の取消しの訂正を要する。一方、遡及適用の特別事由に該当するものであると判断し、認定方式を、一般教育においては、一括認定に、別紙のとおり、訂正するならば、卒業要件となる学

			士学位の授与要件を満たしていることを証することが可能となる。この場合には、別紙のとおり訂正することを要求する。
訂正請求4	文書4	<p>在学当時の学生便覧及び教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表の規定及び条文等の規定どおりに証していない。また取得事実を間違っ表示している。</p> <p>そもそもの一連の間違いは、教職課程を希望したが、実際には、3年間要するカリキュラムを2年間しか在学期間が許可されず、当該認定一覧表の存在の不開示が原因だったようだ。</p>	<p>別紙のとおり、一般教育科目を個別認定方式で行った場合と、一括認定で行った場合のどちらか、正しく採用された方式により、教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表に従い、欠如部分を明示する訂正を要求する。すでに、無効であるものを、放置するわけにはいかないので、事実を証する状態への訂正を要求する。</p>

(注) 別紙は省略する。